

議員提出議案第5号

沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和3年3月29日

沖縄県議会議長 赤 嶺 昇 殿

提出者	當 間 盛 夫
	座 波 一
	花 城 大 輔
	末 松 文 信
	島 袋 大
	次呂久 成 崇
	仲宗根 悟
	瀬 長 美佐雄
	比 嘉 瑞 己
	翁 長 雄 治
	玉 城 健一郎
	新 垣 光 栄
	上 原 章

理 由

女性を含めた多様な層の住民がより議会へ参画しやすくするため、育児・介護等について欠席事由として明文化するとともに、出産に係る産前・産後の欠席期間を明記した上で、あらかじめ議長にその旨届け出ることができる等の所要の改正を行う必要がある。

これが、この規則案を提出する理由である。

沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則

沖縄県議会会議規則（昭和47年沖縄県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「出産」の次に「及びその補助、育児、看護、介護」を加え、「事故」を「やむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。